

道路工事関係技術便覧の一部を次のように改定する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改定する。

改定後	改訂前
<p>第1編 共通編 第10章 橋梁 第2節 共通事項 10-2-1 設計に係る一般事項 1 (略) 2 橋種の選定に係る留意事項 (1) (略) (2) 塩害対策 ア 塩害対策 (ア) 塩害対策を必要とする地域 道路橋の塩害対策を必要とする地域は表 10-2-1 によるものとするが、路面凍結防止剤（融雪剤）を使用することが予想される橋、これに隣接すると考えられる橋等については、<u>下部工の設計に当たっては</u>同等の条件下における既設橋の損傷状況等を十分に把握し、適切な対策区分を想定して必要な最小かぶりを確保することとする。一般には対策区分 I 相当の最小かぶりを確保するのが望ましい。</p> <p>また、<u>上部工（コンクリート橋・コンクリート部材）の設計に当たっては路面排水の漏水、車両による飛散等に起因する塩化物の侵入も考慮して検討するのがよい。</u></p>	<p>第1編 共通編 第10章 橋梁 第2節 共通事項 10-2-1 設計に係る一般事項 1 (略) 2 橋種の選定に係る留意事項 (1) (略) (2) 塩害対策 ア 塩害対策 (ア) 塩害対策を必要とする地域 道路橋の塩害対策を必要とする地域は表 10-2-1 によるものとするが、路面凍結防止剤（融雪剤）を使用することが予想される橋、これに隣接すると考えられる橋等については、同等の条件下における既設橋の損傷状況等を十分に把握し、適切な対策区分を想定して必要な最小かぶりを確保することとする。一般には対策区分 I 相当の最小かぶりを確保するのが望ましい。</p>